

離婚後ひとり親家庭に10万円給付へ

18歳以下の子どもへの10万円給付が離婚したひとり親家庭などに届かない問題で、政府は8日、ひとりの親が申告すれば給付できるようにすると発表した。住んでいる市区町村で、10万円を受給するための申請書の提出が必要となる。

離婚したひとり親は、2月末までに児童手当の受給者変更の手続きを行った上で、市区町村の窓口で10万円給付の申請書を提出する。元配偶者らを通じて金額や一部を受給した場合は、自ら申告することになる。新たな対応方針は7日付で自治体に通知した。

山際大志郎経済再生相は8日の記者会見で「一人でも多くの困っている家庭、子どもに対してきちんと支給されるよう、自治体とコミュニケーションをとった」と説明。元配偶者らと実際の養育者に二重給付される可能性もあるが、「良心に基づいて適切に手続きしていただけるように期待をしている」と述べた。

給付金は昨年9月分の児童手当の受給者が対象で、9月以降に離婚し、受給者ではなかった方の親が子どもを養育している場合、給付金が受け取れない問題があった。

(森岡航平)